

(趣旨)

- 1 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター公式Instagram利用規約(以下「利用規約」という。)は、国立研究開発法人森林研究・整備機構(以下「森林機構」という。)森林整備センター(以下「森林整備センター」という。)広報委員会が、森林・林業及び森林整備センターの組織や業務に関する情報を広く発信するために運用する森林整備センターの公式Instagram(以下「公式アカウント」という。)の利用にあたっての規約を定めるもので、公式アカウントによる情報発信及び運用にあたる森林整備センターの役職員及び公式アカウントを閲覧する利用者に適用されます。

(公式アカウントの情報)

- 2 利用規約の対象とする公式アカウントは以下のとおりです。
 - (1) 名称：森林整備センター
 - (2) アカウント ID (ユーザーネーム)：fmc_green
 - (3) URL：https://www.instagram.com/fmc_green/

(発信者及び運用管理者)

- 3 公式アカウントでの情報を発信することが可能となる者(以下「発信者」という。)は森林整備センターの全ての役職員とし、運用管理者は森林整備センター広報委員会事務局(以下「事務局」という。)とします。

(投稿内容等)

- 4 森林機構が中長期目標で掲げる、新たな木材需要の創出や森林の整備・保全に係る研究成果、優良品種の活用や水源林造成及び森林保険の重要性等に関する情報や、森林の持つ様々な機能の重要性について幅広い世代の国民の理解を醸成し、将来の人材の確保・育成にも資するような内容とします。

なお投稿にあたっては、下記の要領にて実施します。

 - (1) 公式アカウントにおける投稿種類は、フィード及びリールのみとします。
 - (2) 発信者が公式アカウントにより情報発信を行うために制作した内容について、あらかじめ事務局の了解を得るものとし、実際の投稿作業は事務局にて実施します。

(対応時間)

- 5 原則として、平日の午前9時～午後5時45分とします。なお、この時間帯以外にも

必要に応じて情報を発信する場合があります。

(活用の基本原則)

6 森林整備センターの役職員は次の事項を踏まえて情報発信を行います。

- (1) 公式アカウントを利用して情報発信する場合には、国立研究開発法人森林研究・整備機構職員就業規則（平成13年4月1日）及び関係規程等を遵守すること。
- (2) 一度インターネット上に公開された情報は、完全には削除できないことを理解し、発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意すること。
- (3) 発信した情報により、意図せずして他者を傷つけ、又は誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。
- (4) 発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論となることは避けること。
- (5) 公式アカウントへのコメントについては、原則として返信コメントは行わない。ただし、事務局が必要と判断した場合は、この限りでない。
- (6) 公式アカウント以外のInstagramアカウントへのコメント、「いいね！」ボタンの使用及びフォロー（以下「コメント等」という。）は原則行わない。ただし、公的機関又は業務上関係が深いと認めるInstagramアカウントへのコメント等について、事務局が必要と認める場合は、この限りでない。
- (7) 事務局は、公式アカウントになりすましたアカウント又は公式なものと誤解を招くアカウントを発見した場合は、森林整備センターホームページ等においてその旨の情報の発信を行い、利用者等への注意喚起を行うものとする。

(禁止事項)

7 次に定める発信者による情報発信及び利用者によるコメントは禁止します。発信者により希望された投稿内容の情報について、事務局がこれらに該当すると認めた場合、当該投稿は行いません。また、投稿済みの情報及びコメントについても、事務局がこれらに該当すると認めた場合は、発信者及び利用者に対し断りなく全部または一部を削除します。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権等の知的財産権や、肖像権など森林整備センター又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの

- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び根拠のないもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) Instagram 利用規約に反する内容
- (11) その他森林整備センターが不適切と判断した情報

(知的財産権の帰属)

8 公式アカウントに掲載している個々の情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は、森林整備センターは原作者に帰属します。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

(免責事項)

9 利用者は次の内容全てについて同意したものとみなします。

- (1) 森林整備センターは、公式アカウントにおける掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。このため、掲載情報を利用したために、利用者又は第三者に生じた被害について一切の責任を負いません。
- (2) 森林整備センターは、公式アカウントに関連して生じた利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者又は第三者に生じたどのような損害についても、一切の責任を負いません。
- (3) 森林整備センターは、公式アカウントに関連する事項によって生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (4) 森林整備センターは、予告なく運用方法を見直し、又は運用を中止する場合があります。
- (5) 森林整備センターは、利用にあたってのアプリの機能や技術的質問には一切お答えいたしません。

(その他)

10 森林整備センター広報委員会は、利用規約を予告なく変更する場合があります。

(適用)

11 この利用規約は、令和8年4月1日から適用します。変更後の利用規約は、別途定める場合を除き、本ウェブサイト上に掲載した時点から、効力を生じるものとします。